

第百二回 参議院地方行政委員会會議録第十二号

昭和六十年四月十六日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

四月十一日

辞任

出口 廣光君

吉川 芳男君

四月十五日

辞任

團田 清充君

徳永 正利君

補欠選任

團田 清充君

徳永 正利君

補欠選任

出口 廣光君

吉川 芳男君

出席者は左のとおり。

委員長

金丸 三郎君

理事

岩上 二郎君

松浦 功君

上野 雄文君

三治 重信君

委員

井上 孝君

上田 稔君

大河原太一郎君

加藤 武徳君

古賀雷四郎君

出口 廣光君

佐藤 三吾君

志吉 裕君

丸谷 金保君

中野 明君

神谷信之助君

國務大臣

自治大臣

政府委員

自治大臣官房長

津田 正君

自治大臣官房会
計課長 大島 満君

自治省行政局公
務員部長 中島 忠能君

消防庁次長 坂 弘二君

事務局側
常任委員会専門
員 高池 忠和君

説明員
人事院事務総局
職員局補償課長 渡辺 俊男君

参考人
地方公務員災害
補償基金理事長 胡子 英幸君

本日の會議に付した案件

○参考人の出席要求に関する件

○地方公務員災害補償法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(金丸三郎君) ただいまから地方行政委員会を開会いたします。

参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

地方公務員災害補償法等の一部を改正する法律案の審査のため、参考人として、本日、地方公務員災害補償基金理事長胡子英幸君の出席を求めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(金丸三郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(金丸三郎君) 地方公務員災害補償法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

本法律案につきましては、去る三月二十八日、趣旨説明を聴取しております。これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○上野雄文君 大臣、この法案の質疑に入る前にちょっとお尋ねをしておきたいのですけれども、実は今度の地方財政対策の問題をめぐりまして、今衆議院の方で補助金一括法案が審議されておられ、きょう本會議で議決になる模様でありますけれども、これをめぐりまして都道府県の関係者やそれから市町村長などから我々のところへ、予算が通ったのだけれども一括法案など関連法案が通らないので仕事の発注ができないで困っているのだ、早くしてくれと、こういう要請も私がときどき者のところへも来るのですから、自民党の実力者の皆さんやその他の方々のところへもどんどん電話や要請が行っているのだらうと思うんです。本来これは、今審議されている法案が先に議論をされて、それなりの結論が出た上で予算措置がとられるというのが筋なんだろうと私は思っておりますけれども、それが逆をいったがためにそんなことになってきているのだと思えます。彼らは、例の自治省が一生懸命大蔵と折衝しているときは、ありていに言って自治省の肩持ちをして、そんな地方財政をいじめるようなやり方は許せないと言っていて反対をしておたはずだと思ふのですが、予算が通つたら一転してこんな状態が生まれてきている。これは一説には大蔵省のやらせだということが言われているわけですが、そんなことを自治体側にやらせなくても事実上仕事はできるはずだと私は思っているのですが、大臣、どういふふうにお考えですか。

○國務大臣(白星肇君) 今のお話は、率直に申し上げますと、きのう地方交付税法案の衆議院の委員会ではほとんど大蔵大臣中心で審議をされましたときに、今の先生のお話のような意見が随分出ました。それで、地方の財政も厳しいが、一時払いとかそういうものによつてやれと。それで、いろいろな話をして、概算払いとかそういうことはでき

ないかと、一時間ぐらいいにわたりましていろいろ論戦が行われました。それを聞いておりました、率直に申しまして、地方へだがそんなことを言ったのだらうという話でございしますが、御承知のように、私も、この法案というのは緊急やむを得ない財政状況だからということで、一年限りのように、やつぱり法律が通つてその財政措置をするというのが私は建前だと思つておりますから、法案の審議のことは最高機関である国会でお決めることと思つております。

現実には地方は一時払いとか一時立てかえ金、そういうものでやっているかという問題でございまして、交付税は法律で年四回配分しております。ですから、それは一部には例えば産炭地とかそういうところではまだ厚生省の二百億のあれが配られておりますので、私はそういうことがあるかと思ひますが、一時立てかえ等をやつてもらい、それから交付税も出るといふことで……。

これは、国会の審議という、最高機関であります国会でお決めた上で、私もそれに従つていく。だから、地方のその間の救済につきましては、私は借入金あるいは既に四月分の配られました交付税等によつて措置していただくということでございます。率直に言えば、国権の最高機関であるが、いつ通つたらいいかといへば、私もはできるだけ早く通していただきたいという気持ちでございますけれども、これは国会のあくまで審議の問題でございますから、私もそれに従うのであります。地方にそういうような指令をしたことは自治省としてはありませんし、また今のお話のように、どこかがそれを指令したかもしれませんけれども、私も、そういうことがもしありとすれば、これも大変に残念な遺憾なことであるといふふうに考えております。

○上野雄文君 お話ですけれども、今うわさとして伝わっているのは、新潟三区だけがちゃんと箇所づけができていて、こういうんです。そんなばかなことはあるまい、こうだれしもが思うのですけれども、あそこ連中は、そういうえらうの方の選挙区の中は騒がなくて、こう言っているんです。そんな話も出てくるくらいでありますし、当然義務的なものとしては従前のものは従前のやり方でやってきたって、後で精算は何ほでもできるはずでありますから、そんなことはたがた言わせることのないような措置を各官庁に要請をするということをお自治省としてぜひやってもらいたい、こういうふうに思いますので、この点強く要請をしておきたい、こう思います。

それで、本題に入るわけですが、どうも今回のこの法律の改正につきましては、自主的に地方公務員の現状がこうだから、それに従って今までのような経験を積み上げてこういうふうに変正するのだというふうな話で、外的な要因からばかり改正をするというふうな話で、実はもう一つすっきりしない、こういうものが感じられるわけなんですけれども、まず第一点目で御ねをしておきたいと思うのですが、職員の公務上負傷したりあるいは疾病にかかった場合の認定請求が行われないで私傷病扱いにしてやられてしまうのだと、つまりそれは共済組合の短期給付の方に肩がわりされていく、こういうふうなものがかなりあるのではないかとこのことが言われているのでありますけれども、そういう事態についてはいかがでしょうか。何か数字的に把握できておりますか。

○政府委員(中島忠能君) 先生の今のお話、私もそういうことは気にいたすわけでございますけれども、実際、もともとございますか、もしも申請したならば公務上の災害として取り扱われたけれども、現実には私傷病として取り扱われているというのをちゃんと統計をとるとどうか、調査のしようが実はございません。

そこで、そういうような御心配があつたらいい

ないというか、そういうようなことが行われてはいけないというので、私たちの方は基金の本部の方ともいろいろ相談いたしまして、とにかく公務災害補償制度というものがどういう制度であるのかということ、地方公務員とかあるいはその家族の方あるいはその他医療機関等に周知徹底いたしまして、公務上の災害かも知れないというふうな公務員が考えるときには、こういう制度があるのですよ、こういう制度に乗つかつて基金のそれぞれの支部の方に申請しなさいというPRといえますか、趣旨の徹底というものを現在図っておるところでございます。

したがって、先生が今御心配になられたようなことがないように、事前にできるだけ公務災害補償制度の趣旨というものを職員とか医療機関の方に徹底いたしまして、そういう御心配がないように努めてまいらなければならないというふうな考えをしております。

○上野雄文君 ちょっとデータとしては古いのですが、ほぼ十年前、基金の東京都支部が五十年の七月に公務災害に関する職員の意識調査をやつたのです。そのときに、公務災害の手続について知らないという人が五五・八%あつたという数字が知られておるのでありますけれども、その後何かこういうような調査をやつたことございますか。

○政府委員(中島忠能君) それに類似したような調査を行つたことはございません。

ただ、先ほど御答弁申し上げましたように、そういうような実態というものがもし際立っているとしたら非常にこれは遺憾なことでございますので、趣旨の徹底の仕方につきまして、それが事実といたしますと、改めて私たちの方も考え直さなきゃならないというふうに思います。新しい職員を採用いたしますと研修会があつたり、あるいはまたその他のいろいろな機会がございますので、災害補償制度というものの趣旨につきまして一層やはり考えていかなきゃならないという気がいたします。

○上野雄文君 そういうお話で、そのことがこれ

から積極的に行われてほしいなと、こう思うのですが、我々も民間の労災問題をいろいろところで議論をしたり、また実際に体験したりしているわけですから、民間のこの種の扱いの問題に関しては、災害ゼロ運動なんという問題と絡んできまして、職場での労働災害が起るとその職場の点数にまで影響してくるというふうなことでかなり懸念が起るという、そういう傾向があるわけですね。じゃ、地方公務員の職場の場合にそういうことがないのかというと、これも皆無ではないと思つて、やはり上下の関係で仕事が進められておれば、労働災害が起つてくれば上司の責任を問われるという、そういう感情を持つのはごく普通のことのようには思われるわけですが、まあ民間のそれに比べて地方公務員の職場はそれほど

もちろん安全やなんかの一定の基準はあります、それが守られなきゃならないことは当然のことですけれども、もつとこれが積極的に利用されるといいますか、そういうことをやるように自治省も当該機関に対して積極的な取り組みをするように指導してほしい、こういうふうに思ふんです。

さらに、今関係者の間でいろいろ議論されておりますのが、基金の本部、支部を通じて扱いが極めて官僚的である、こういう指摘があるんです。事務所があるのは今東京都と名古屋だけで、あとは独立した事務局というものを持っていないというふうな聞かされておるわけですが、現状どういうふうなやつておられますか。各従たる事務所というんですか、そういうところの実態、専従者というのか本務者というのか、そういう本務、兼務の区分などを見て、全国的な事務所の形態についてお知らせ願いたいと思います。

○政府委員(中島忠能君) 基金の仕事と申しますのは、先生もよく御存じのように本部と支部に分かれて仕事をしていますので、支部の事務体制がどういふふうになつておるかというの

非常に重要なことでございますけれども、先生が今御指摘になられましたように、専任職員を持つて独自の支部を持つておられますのは東京都と名古屋というところでございますが、この基金業務に従事する支部の職員数というのを年を追うごとに、若干でございますけれども、増加傾向にあるというふうには私たちが見ております。

例えて言いますと、昭和四十五年の三月現在では六百八十一人、そのうち百四十人が専任職員でございますけれども、現在はもうどういふふうになつておるかといふと、八百九十四人の職員がその仕事に従事しておるということで、傾向といたしましては、非常にわずかでございましてけれども、その職員数というものがふえてきておるのじゃないかというふうに思います。

ただ、いろいろな観点からそれについても評価することができるといいます。私たちの方では、それぞれの職員の仕事に対する知識の習熟と申しますか、仕事のなれといふんですか、そういうものを図つていかなければならないというふうに思ひますし、またそういう職員が地方公務員災害補償法の趣旨に従ひまして、できるだけ迅速にかつ公正に仕事をしてくいふような意識も持たなければならぬというふうに思ひます。

この仕事につきましては、いろいろな方面からの御意見というものをちょうだいしていきながら、先生が今お話しになられましたようなこと、そういうことも念頭に置きながら仕事に努めていかなければならないというふうに思ひます。

○上野雄文君 お話しのようなか身であるだけに、前段質問したような、結局業務であるというところ、これ全体が広く周知徹底を欠く恨み、こういうものがあるのではないかとこの指摘を受けているところでありまして、ひとつ今後せめて都道府県段階ぐらには専任の職員が置かれるようなそういう指導というものをしたいと思ひますけれども、いかがですか。

○政府委員(中島忠能君) 現在、都道府県の支部で仕事をしておりますけれども、専任職

員を置いていない県よりも専任職員を持つておる県の方がはるかに多いと云います。私たちの方面も、よくそれぞれの支部の実態と云いますか、話を聞きながら、必要があれば専任職員を置くように、そして専任職員をもし置かないにいたしましても仕事ができるだけ迅速に行われるように、公正に行われるように指導してまいりたいというふうに思います。それぞれの支部の実態の状況というものを把握しながら、先生の御趣旨を踏まえて対処していきたいというふうに思います。

○上野雄文君 次に、認定基準というもののについてお尋ねをしたいと思います。ありますが、一口に言つて、現行の認定基準というものは極めて厳しい、こういうことが言えるのではないかと云うふうになつてゐるんです。特に心臓病あるいは脳血管など、これがなかなか厳しく、具体的な例として、きのうもレクチャーの際にも申し上げましたけれども、長野県の櫻井訴訟と言われているもの、それから都府の坂元訴訟、それから名古屋の松川訴訟、それから長野の柴田から今度は小松松に変わったのですか、小松訴訟など、裁判の手續を経てやつと認定をもらうというように、これは我々の側から言へば、裁判やれば勝つたんじゃないか、ここまで持ち込まなくてもそれなりに自主的にもう少し解決できる、なるべく払わないというのを原則にしてやつてゐるのではないかと云う指摘があるんです。こういうものについて訴訟に持ち込むことのないように内部でできるだけの処理できるような、そういう認定方式というものを考へていつていいのじゃないかということが言われているわけですが、これについてどういふふうにお考えですか。

○政府委員(中島忠能君) 公務災害補償ができるだけ迅速に行われるようにという趣旨から申しますと、訴訟に行かずに事前に行政レベルで話が片づくというのが一番望ましいわけでございます。ただ、先生が今お話しになられましたように、脳疾患とか心臓疾患ということになりますと、その疾病といひますか、そういうものと公務との関係

というものが非常に微妙になつてきますし、認定が非常に難しいという話を専門家の医者などがよくなさいます。

公務災害補償につきましても、もう先生の方がよく御存じかも知れませんが、相当因果関係といふので労災も国公災もそういう考え方で処理されておりますけれども、そういう考え方のもとで、一本本に公務との相当因果関係があつたのかといふことは疾病の種類によつては非常に難しいこともございまして、また事実認定につきましても非常に微妙なものがあるようにござい

ます。先生が今お挙げになりました訴訟というものの判決、私も昨晩急いで目を通して見ましたけれども、なかなか判決の中の言い回しといひますか、判決文といふのも非常に微妙な形で出ております。そういう判決文といふものが積み重なり、またそれを災害補償の実務に当たる職員が勉強することによりましてだんだん一定の方向といふものが出てくるのがこの仕事ではないかといふふうに私は思ひますけれども、先生が御心配なられますように、すべて何でもかんでも訴訟に持つていくのだ、基金の方の考え方と違ふならばすべて訴訟に持つていくのだといふような考え方が必ずしもいいとは思ひませんので、私たちも、医学の進歩といひますか、そういうものがどのようになつていくのか、そしてそのことによつて業務と疾病との因果関係といふものがどういふふうになるかといふのかといふことにつきましても勉強していつて、できるだけ迅速に物事が処理されるように努めてまいらなさいやらないといふふうに思ひます。基金の方でもそういう認識でおるといふふうに私理解しておりますので、先生が今御心配になられましたようなことがないようになつていかなきゃならないといふふうに思ひます。

○上野雄文君 慎重にやるといふことと迅速といふのは矛盾すると思ふんです。それで、迅速にだめにするといふことになつたのでは、これは少なくとも職員のためにこういう措置をとつてやろう

という、そういうことが基本になつてゐるとすれば、私はその辺のところ、確かにおっしゃるやうに、なかなか難しいものは表に出して、そこでの判決の積み重ねによつて基準がずつと確定していくといふのも一つの手法ではあるかと思ふのですが、何せ大変な時間がかかる、こういう点などを考えれば、その辺のところは、言い回しは難しいかも知れませんが、今日までの職員の立場に立つた認定といふものが行われるように進めていつてもいいものだ、こう思ひます。

それと今度は、最近頸肩腕障害の問題が大分出てきてゐるのではないかと、こう思ふのですが、これは最近の傾向はどういふふうにお感じになつていらつしやいます。先ほど言つた長野の小松松といふ人の訴訟がこれなんですけれども、うちの方でもキーパンチャーやなんなのが大分出てきて、ずつと横に広がつてきて、これがかなり認定の場合に難しい事になつてゐるわけなんですけれども、全国的な傾向やなんかといふのは把握されておられますか。

○政府委員(中島忠能君) 頸肩腕症候群の認定状況でございますけれども、昭和五十六年度、五十七年度、五十八年度、三カ年度の統計ができておりますので申し上げます、五十六年度においては頸肩腕症候群で公務災害として認定されたものは合計で二十七件でございます。五十七年度は十四件でございます。五十八年度は十三件という状況でございますが、大体の件数といふのはそういうところじゃないかといふふうに思ひます。

これを特定の職種に限つて、特定の職種の観点から申し上げますと、やはり一番多いのは保母さんでございます。保母さんが五十六年度は十三件、五十七年度は十件、五十八年度は三件という状況でございます。

○上野雄文君 それで、こういう認定あるいは訴訟に持ち込まれる、そういう状況の中で問題は、きのうも地方公務員災害補償基金審査委員の方々の名簿も出していただいたのでありますが、法曹界の方々、それから医師の方々、こういった方が

入つておられるんです。ちよつと拝見いたしますと、いずれも六十歳以上の方々でありますし、中にはかなりの高齢者の方もお見受けをいたします。我々、実は年齢的な問題があつて、この扱いのことやなんかでいろいろな障害があらはせぬかといふことが仲間うちで心配されてゐるわけなんです。今の運用でいいますと、参与制度があつても公開されるということがないといふようなことで、制度面で一つそういうところに問題があらはせぬかといふ指摘があるわけです。

この前、公開の問題については石破大臣のころ、そういう考え方について積極的に取り組ましようといふ御答弁があつたやうであります。これは五十五年のことでありまして、その後、五十七年に、今度は後からまた世耕大臣がこの答弁を取り消すやうな発言をされた、こういうやうなことを聞かされてゐるわけですが、こういうやうなことにいつてはいい方向に向かつてゐるのではないかと、こう思つたのが途中でまた振り出しに戻つてゐるやうなところになつてしまつては、せっかくいい発想がだめになつてしまつて、これは五十五年に石破大臣が答弁されたやうな方向で積極的な検討をしてもらいたい、こういうふうに思ふので

すけれども、いかがですか。

○政府委員(中島忠能君) 審査会の審理をどのやうに進めるかといふことの視点といひますか、立脚点といふのは、不服申立人の救済が適正に行われるという視点から考へていかなきゃならないといふことだと思ひます。

先生、今お話しになりましたように、この審査会の審査を進めるに当たりますと、現在の制度のもとにおきましては、不服申立人といふ者が十分その意見を開陳できるように不服申立人及びその代理人の出席といふものを認めておりますし、その方には口頭で意見を陳述する機会も与えられるやうなシステムになつております。あるいはまた職員側の代表もこの審査会に出席してその発言ができるやうに参与制度といふものも認められておるわけですが、そういう機会とい

うものを十分に活用していただいて、不服申立人側の立場が十分疎明できるように運用していかなければならぬし、また不服申立人の方でもそういう権利を十分行使していただかなければならぬというふうな思いです。

公開が非公開ということにつきましては、それぞれいろいろな立場からいろいろな意見がございますけれども、やはり何といたしまして、この公務災害補償の審理に当たりましてはそれぞれの方の疾病というのが現実の問題になるわけでございますので、その疾病につきましては、人によりますけれども、やはりプライバシーに属することだということを一般的でございまして、そういうことを考えますと、直ちに公開制というふうな踏み切れないのが、国家公務員の場合も同じでございますけれども、地方公務員の場合も同じでございます。でも同じような慎重な態度で現在おるところでございます。できるだけそういうものにおきまして、不服申立人の立場が十分審査の場で開陳でき、その権利が救済されるように努めていかなきゃならないということももちろんでございます。

○上野雄文君 それはそうだと思うんです。だから、これは秘密にしてほしいというのであれば非公開にしてもいいです。そういう会議の運営の仕方は工夫によつて何ぼでも組みかえることができるだろうと思うのですけれども、少くともそういうことができるような仕組みは、道は開いておいてもいいのではないかと、私は思っています。五十五年の佐藤三吾委員の質問でもそういう点についてまで触れて、それを受けて石破大臣がああいう答弁をしたわけですから、画一的な扱いにしないでいいのじゃないかというふうに私は思っているわけでありまして。

さて、今度は直接今回の法律改正の問題について触れてみたいと思うのでありますけれども、遺族年金の支給開始年齢を五十五歳から六十歳に繰り延べるということが出てきているわけでありまして、共済組合法やあるいは労災保険法、こういう関係でそうなるのだからというお話だと思うの

でありますけれども、共済組合法は支給開始年齢を繰り延べることに付いて昭和七十年からという道をとっているはずで、それとの関係でこちらもそういうふうな合わせるべきでございなかっただけで、理由というのは一体どういふことなのかということについてお尋ねをしたいと思います。

○政府委員(中島忠能君) 共済関係は、厚生年金保険法の改正の前例にならないうち、一歳引き上げに三年間の期間を要して一歳ずつ引き上げていったということでございます。そういうことで行われたわけでございますけれども、なぜそういうことが行われたのかわからないことを考えてみますと、共済年金の支給年齢を引き上げるといふのは、その措置を講ずるときには既に対象者の範囲がはつきりしている、それぞれその対象者の方は期待権を持つておる、その期待権を尊重するという立場から非常に慎重に、一歳を引き上げるに三年ずつの経過期間を設けたのだというふうに思っています。

それで、この公務災害補償の場合でございますけれども、それでは公務災害補償の場合にはこの年齢を引き上げるときに対象者がはつきりしているかといふと、来年の公務員が亡くなつてどういふ方が受給資格になるだろう、受給権を取得することになるだろうといふことはわかりませんが、言わなければ期待権を持つておる人の範囲がはつきりしないといふことが、そういうふうな違いが本質的にあるのだというふうに思っています。そういうふうな考え方というものが背景にありまして、今先生が少しお話しになられましたように、労災保険制度が既に六十歳になつておる、あるいはまた厚生年金の方も六十歳になつておるというふうな状況でございますので、この際一年に一歳ずつ引き上げさせていたらいらうだろうというふうなことでございまして、この御提案を申し上げたわけでございます。

○上野雄文君 そのことについては、それなりに皆さんの方で、国公との横並びの問題もありましようから、やむを得ないといえやむを得ないか

もしませんが、我々はこの点については納得しがたいという立場をとるわけでありまして。

労災を特に厚生年金の問題との関係でのお話がありましたが、じゃ年金額のスライドの問題についてはどうなんだ。スタートの時点よりは給与と改定率の問題などについてのいろんな扱いがだんだんよくなつてきて、今度の場合は個々に取り上げるのではなくて、一律引き上げという、そういうやり方で六%まで来ました。ところが、厚生年金の方は五%だといふのでありますが、これらの関係はどうですか。

○政府委員(中島忠能君) 先生がお話しになられますように、厚生年金、国民年金といふのは五%御指摘としては私はそういう御指摘が十分あり得るというふうな思いです。厚生年金、国民年金が五%という数字をなぜとつたかといふのはそれぞれの方でございまして、先生の方でよく御存じかも知れませんが、先生の方でよく御存じかも知れませんが、傷病補償年金、障害補償年金といふのがございまして、その等級間の給付の格差というものが現在一三%になつております。そこで、一三%の物価上昇といふものが仮にあるといたしますと、そして改定をいたさないといふと、その格差が一ランク下がるということに実質的になるわけでございますが、それを防ぐためといふことで、そういうことがあつてはならないといふことで、その格差のおおむね半分というところで、六%の上昇があつた場合にはひとつ改定して、こういふやうな考え方、こういふ考え方とつたわけでございます。実質的な価値を維持していくために六%といふことでやらしていただいたわけでございますので、その六%という数字につきましては、私が今御説明申し上げましたような考え方から、労災保険の方に置きまして、また国公災の方においても現在採用しておるところでございます。

先生がお話しになられますような五%という数字もございまして、そういう議論というのはこれからもあるいは行われていくのかもわからないという気がいたしますが、災害補償の方で六%の数字を採用させていただいたといふのは、今私が御説明させていただいたようなわけがございまして、そしてまた、それはそれなりに一つの理屈が通つておるのじゃないかというふうに思っています。○上野雄文君 それぞれ言ひ分はあります。し、これが今度国家公務員と同時に並行して審議されているわけで、こつちだけでどうだ向こうだけでどうだといふことにはなかなか切らぬ問題だとは思ひますけれども、これは前段話がありましたが、だんだん縮めていくように思ひます。最後に大臣、ちようどきのう、私の政府発行の世論調査、これ見ておりましたら、御婦人に関する調査なんです。この中で老後の問題、とりわけ年金の問題などについての調査がたまたま載つておりました、それできようコピー持つてきて差し上げましたけれども、御婦人対象ですからこの問題を議論するときの格好の材料なのではないか、こういうふうな思つたわけなんです。しかも、調査対象のうち生計保持者が本人以外の者が九二・四%ですから、まさにこの遺族になる人々が対象になつたといふふうに見えていいと思うのですが、この二枚目の二十九ページの部分にあります、生計保持者が倒れた場合の生活手段はどうするといふ、一番下の横の棒グラフで言いますと、対象者本人が働きに出ます、こういう答えが五十一年の三〇・三%から今回の調査では三六%にまでふえておるというのを見ますと、どうやらやつぱり遺族の補償の問題やなんかつたのは、これは公務員だけではなくて全般でございまして、ちよつと年々薄らいでいくという傾向が見えてくるのではないかなという感じが私受けられるわけなんです。こういうようなことがもう少しはなり順になるものにしていくようにしなければならぬのが

我々の努めではないか、こう思っておりますし、それから実は委員長にもこの中央審査委員のメンバーもちょっとお見せしたのですけれども、かなりの高年齢の方がいらつしやいますし、もう少し現状を的確に把握できる世代の方々に、今世代交代も取りざたされている折からでありますし、少し配慮を加えていただきたいと思うのであります、この二点について大臣から所感を述べたいだきしたいと思います。

以上で終わります。

○国務大臣(白屋亭) 今、生計保持者が倒れた場合の生活手段につきまして有益な御意見を伺ったのであります、やはりその世論調査にも出ておるところであります、これは十分考えていかなければならぬ、私は先生のおつしやる意味はよくわかつております、したがいまして、この問題につきましては国家公務員災害補償と他の公的年金の制度を勘案しながらひとつ検討してまいりたいと思っております。

それから、委員の人選に関連いたしましては、私もそういう点は最も合理的であると考えておりますので、十分検討いたしまして現実に対処してまいりたいと思っております。

○中野明君 私も本題に入る前に一点だけ確認をしておきたいのですが、先ほど上野委員からも指摘ありましたが、この一括法案の成否をめぐって各地方公共団体から相当の陳情といえますか、要請が来ているのですが、どうも、大蔵省がそういう動きをしているという一面に、自治省がそういう指示を地方に要請しているのじやないかということが私どもの耳にちらちら入ってくるのですが、先日私も申し上げておるうちに、大臣も、これは順序が逆になってまことに遺憾の、言葉はそうとおつしやいませんけれども、残念だというふうな意味のお答えがずっと出ておるわけですから、そういう状況の中で自治省の方から地方公共団体のしかるべきところに、選出の国会議員に早く上げてもらうように要請をしるというふうなことが、もしも指示が流れておつたとして

たら私は言語道断な話だと思つたのですが、そういう心配は一切ありませんか。その辺は大臣、また確認をしておいてください。

きょうはそれが本題でありませんで、いづれ参議院にも回つてくると思つていますが、これは恐らく各委員同様のお気持ちだろうと思つて、問題になつてくると思つて、自治省からまさかそういうことで指示は流れてない、私は信じたいですけれども、そういう風評が非常に強く我々も感じますので、その辺大臣の所見だけ伺つておきたいと思つてます。

○国務大臣(白屋亭) 今中野先生のお話をお伺いしまして、まさか自治省がそういうことをするとは私も夢にも思つておりません。ただ、お話しのように、先ほど申し上げましたような見地からいたしまして、あくまでも国権の最高機関である国会が決めたことだ、そこで慎重に審議されておるのでありますから国会の審議の独自性で、私は地方団体にそういうような指示と申しますか、連絡といひますか、これは反対でございます、言語道断だと思つております。

なお、自治省内では私はないと思つてますが、頭に置きまして、そういう問題についても十分慎重に対処してまいります。

○中野明君 ぜひこれはもう一度注意をしておいていただきたいと思つてます。もしそういうことがあるとしたら、これはもう自治省自身も自殺行為じやないかというふうな感じがいたします。大蔵省がどう思ふかと、地方公共団体も全部この基本的な問題については反対なんです。こういうことになつてくることはもう初めからわかつておることです、せつば詰まつて、早うしてもらわぬと困るというところまで追い込んでいつて国会を何とか通そうというふうな、そういう魂胆があり見えるということは私は非常に心外でして、それならばもう徹底して抗戦しようかというふうな、そんな気持ちにもなります。国会をそれほど軽視されては、我々審議をしている者の一人としてもまことに遺憾なことだという考えております。

ます。これはぜひ大臣、気を配つておいていただきたいと思つてます。

そういううわさが非常に流れております。大蔵関係等、そして自治省本省から要請が来たやに、そういうニュアンスで我々の方へ陳情が来ているものですか、せんさくはしたくありませんけれども、そういう風評が出るということは、一体自治省としては今回のこの措置について大臣の答弁と自治省の役人の考え方が違つておるようなことならもつてのほか、私はこのように考えておる一人でございますので、ぜひその点は気を付けておいていただきたいと思つてます。

それでは本題に入りたいと思つてますが、今回の法律を見せただけでしたが、この地方公務員災害補償基金の役員の任期あるいは消防団員等の共済基金の役員の任期ということで、任期を臨調の答申によつたのでしよう、縮めておられるわけなんです、この地方公務員災害補償基金の理事長だけを三年にせられたというのはいか特別の理由があるのですか、その辺どうでしょう。

○政府委員(中島忠能) 今回の役員の任期の改正は、今先生が御指摘になりましたように臨調の答申、これは五十八年の三月十四日に出た最終答申でございますが、その答申に従つて行おうとするものでございます。

その答申の中で、特殊法人等の「役員(総裁、副総裁等を除く)の任期は二年とする」という答申がございましたので、答申にそのとおり従つて、総裁、副総裁に該当する理事長は除いて、その他の役員について二年にしたというのが今回の改正の内容でございます。

○中野明君 そうしますと消防団員等の共済基金の方は、これは全部二年になつておるのですが、これとの整合性はどうかですか。

○政府委員(坂弘二) 消防団員の方の基金につきましては、理事長は理事の互選によるという制度になつておりますので、その根拠になります理事を二年といたしますので、理事長も当然二年といたしております。

○中野明君 やはりこういう点が、理事長だから三年にするという、一応臨調がそう言つておるようすけれども、大分性格が違つておると私は思ふんです。臨調の言つたことよりも、より行革に前進なら、その方がいいわけですから、何でもかんでも臨調の言つたこととに、そのとおりしましたからもうそれで結構ですというふうな考えじやなしに、やはり一つの法律をつくる場合でも整合性を考えたら、理事長だけ三年に残されたというの、私根拠が非常に薄弱なような気がするのです。臨調がそう言うているからそうしましたというのでは余りにも能がなさ過ぎるのじやないでしょうか。臨調が三年と言つておるのを二年にしたつて別に臨調怒らぬと思つてますし、不都合はないはず。

そういう点は、私は行革に当たりまして今後いろいろ出てくると思つてますが、行政改革というのは行政を担当しておられる方が一番よくわかつておるわけですから、行革というものは本當に自分みずから改革をしようという積極性がなかつたら臨調の後追い、そしてまた臨調の言つた中で自分たちに都合のいいところだけつまみ食ひする、そういうような行革になつてしまつたら行革は骨抜きになつてしまつたというのが私たちの心配でありまして、そういう意味で、今回理事長を三年にされたというのはどうも私主体性がなさ過ぎるなという感じを持つておりますので、お尋ねをしたら、やつぱり臨調がそう言うておるからそうしたのですというふうな御返事ですが、せつかく法律改正を出してこられるのですから、やはりその趣旨に沿つてきちんとなさつた方がいいのじやないかという感じがいたします。

何か二年にしたら都合が悪いことでもあるのですか。この理事長の任期を二年にしたら都合悪いことありますか。

○政府委員(中島忠能) 役員というのはそれぞれの団体の最高責任者といひますか、責任を持つて仕事をしておられるわけでございます。その役員を一度に交代させるのがいいのじやないか。やはり交

それといふのをある程度交互に交代させた方が、その団体の仕事について責任が持てるということが継続的になされ得るのじゃないかというような認識も、私は臨調の答申の際には働いたのだらうというふうに思います。私もまたそのように理解いたしましたして、先ほどの御答弁のときにはそういうことまで御説明申し上げませんでしたけれども、やはり理事長とか総裁、そういう方はその団体の最高責任者でもございますし、あるいはまたその団体を代表して対外的にいろいろな仕事もしなければならぬ方だ。そういう方と一般の役員の方を一度に交代させるといふよりも、それぞれ交代で交代させた方がいいだろうという配慮がやはり背景にあつたのじゃないかというふうに私自身は理解しているところでございます。

○中野明君　それは一遍にやめささぬでも、任期を途中で交代する人もできましようし、やり方によつたら幾らでもできることです。それは一つの言い逃れのような気がしてなりません。しかし、これは大した問題じゃありませんからこれ以上言いませんけれども、臨調の答申を聞いて、そしてそれをその範囲内でやつておけばよろしいのだという消極的な考え方では行革はいけな、私はこう思つておりますので、あえて申し上げておきます。

それから次の問題なんですが、今回の改正で五十五歳から六十歳ということで経過措置を設けられておりますので、それはそれなりに私どもは認めておるのですが、公務員である夫が死亡して、その妻である人には年齢制限はないわけです。ところが、逆に御婦人が生計の主体を持つておられて、そしてその方がもし公務災害で亡くなった場合、合にその夫である人、この人については年齢制限が加わってきているようなんですが、そうするとやはり男女の平等という上で、最近はそういう家庭もふえてきているかもしれませんし、男だからといって病氣、体の調子が悪ければ働けませんし、要するに奥さんの収入で生計を維持しているというようなところでは、これは非常に問題がある

るのじゃないかと思うんですが、この辺は考慮されなかったのですか、どうですか。

○政府委員中島忠能君 夫の方が公務員である、そしてその方が亡くなられたというときに、妻はその年齢のいかんにかかわらず年金の受給権者になれるという制度が今の制度でございすけれども、そういう制度がなぜとられたかということにつきましては、よく御存じのように、そのときに妻が働きに出るといっても非常に就業の機会というのは限られるだろう、あるいはまた仮に就業できてもその条件といひますか、その条件というのも恵まれない場合が多いだろうということである、そういう制度がとられたのだというふうに思ひます。それに反して男の場合はどうだろうかといひます。男の場合は妻の場合よりもやはりより有利じやないかというのが今の日本の一般的な社会の状況じやないかということじやないかというふうに思ひます。そういうことで、実質的にとにかく今の経済社会の実態を眺めた場合には、そういう異なつた扱いをすることによつて実質的な平等というものが確保されるだろうということである、この制度になつておるわけでございすけれども、この制度はひとり地方公務員災害補償制度だけではなくして、すべての災害補償制度についてそういう取り扱いに現在なつております。日本の社会経済の実態からしてそういう制度というものが現在でき上がつておるのだというふうに私たち理解いたしております。

○中野明君 しかし、そういうことは男女平等とか、あるいは今回もまあ均等法というような法律も出ているわけですが、そういうことから考へたら、いづれ将来はやはり考へなきならぬことの一つではないかと思うのですが、その辺はどうですか。

○政府委員(中島忠能君) 一つの御議論として私
たちも十分拝聴しなければならぬというふうには
思いますが、制度をつくる場合というのは、これ
は先生のような方に申し上げるのは非常に恐縮で
ございますけれども、一般的な状況というものを

前提にして制度をつくるのが通常でございますので、今のような制度になっておるのだというふう
に思います。せっかくの御指摘でございますので、私たちもひとつ心にとめておきたいというふう
に思います。

○中野明君　ほかのところと整合性のある、こういうふうにおっしゃっているわけなんです。それが、それはそれとして、現実にはそういう人はやはりこれから出てくると思いますよ。今でもあるのじゃないかと思われます。体の都合が悪いとか、あるいは奥さんの収入で生計を立てているところは、こうやられたら非常に男女差別、逆差別になってくるわけですから、そういうこと

を考えた、やはり相当前向きに積極的に考える必要があるのじやないか、このように私は思いますので、あえて申し上げているわけでして、どうもこの種の法律というのは他の国家公務員とか、そういう関係の横並びだからということで非常に消極的な考え方が支配しているものですから、せっかくこの法律として、単独法として出されている以上は、やはり地方公務員の災害補償法というものを他の災害補償法、国家公務員なら国家公務

員よりも人数からいったつて圧倒的にこつちが多いわけですから、向こうを引つ張つていくぐらいいのそういう積極性が欲しいと思います。そうでなかつたら単独法として出す意味はない、一本にしておいたらいいと思いますが、そういうことを考えますと、何かこの種の法律を審議するのに私どもも非常に不満足なものを感じるわけです。ですから、何か数の多い地方公務員災害補償制度、この制度の中から、他の横並びにこつちがなつていくというのじゃなしに、ほかのところを横並びにさせるのだと、こういう積極性がなかつたら単独法になっている意味はない。私はこのように思いますので、あえて申し上げておきます。

それから、その次の問題なんですが、「福祉施設の趣旨及び内容を明確化する」、こういうふうな書いてあります。ところが、この補償基金関係の「福祉施設の概要」というものを見せていたんだ

きますと、中身はほとんどお金です。施設じゃなしにお金の応援といえますか、補充といえますか、施設はもう数えるほどしかないのですが、こういう場合、今回の改正でもっと中身が素直にわかるような適切な名称というものに改める必要はなかったのだろうか。私もこれを見せていただいで、福祉施設の概要ということで十九項目が出ていますけれども、中身を見るとほとんど給付金とか支援金とか支給金とか介護料とか、お金ばかりですけれども、表題は「福祉施設の概要」、こうなっているわけです。その辺どうなんでしょう、そういうことをお考えにならなかったのかどうか。

○政府委員 中島忠能君　私も実は最初にこの法律を読んだときにそういう感じがいたしました。みんな最初はこういうことなんだろうかというふうに思うわけでございます。そして、今先生がお話しになられましたように、現在福祉施設という名称のもとに包括されているものを見ますと、年を経るごとに金銭給付の方が重きをなしてきておるといのはもう先生の御指摘のとおりだと思います。

ただ、この地方公務員災害補償法というものが施行されてもう二十年になっておりますし、労災保険法はそれよりも古いわけでございます。それぞれの災害補償制度のもとにおいて福祉施設というものでスタートいたしまして、そして最初は物的施設がきつと重要だったのだでしょう、そういうことでこういう名称がつけられたのだというふうに思いますけれども、その二十年間ばかりの間にこの福祉施設という名称が関係者の間でどうも浸透した、そして習熟しちやつておる、こういうような事実がございますので、この際これを改めるということについては、やはりそういうもう世の事中でそれが習熟しておる、慣熟しておるという事実をよく考えてみなければ、この際法律用語を改めるということについてはある意味における混乱というものを覚悟しなければならぬということがございますので、せっかく関係者の間で定着し

ておるこの言葉というのはやはり今のまま使わせていただいた方がいいのじゃないだろうかということ、この際名称を改めずに御提出申し上げたというのが正直なところでございます。

○中野明君 私、いろいろ人から意見を聞いたり話し合ったりする中で、今の政治がわかりにくい、だからもっとわかりやすいにしようということが非常に一般の国民の皆さんに強いわけです。そういうことを考えますと、これは今おっしゃる意味はわかります。わかりやすいけれども、これ一つとてみても、私が説き及ぼした直観的におかしなところ、あなたもさつき、自分も最初見たときはおかしかったと素直に率直にお答えになつておられるわけですね。そういうことは素朴な疑問なんです。だから、こういうところからやはり現実的に合うような、名称を聞いただけで、ああ大体こういうことをするのだなということがわかるような、それが私は親切な、どう言うんですか、正しい行政のあり方だろう、こう思うんです。

今の御答弁では、関係者にも徹底してしまつたから今さら変えたらおかしいというようなことなんですけれども、これは関係者だけじゃなしに、一般の人たちもばつと見たときに、なるほどそういうようなことをしているのだなということが概略わかるような、名は体をあらわすというんですか、名称によつて大体中身が想像できなくやおかしいと思うのですけれども、これを見たら全然違いますね。そういうことを改正のときには真剣に議論をなさつて、やはり中身にふさわしいような名称にされるべきじゃないかという感じがするのですが、今のお答え、私は素直にそのままあそんでさかと言ふわけにいかぬのですが、大臣どうでしょう、こういう僕たちの考え方、余り中身と名前とむちやくちやに乖離があるというのは

不親切であり、そして誤解を招くものであり、政治に対してわかりにくいという国民の批判が出てくるのもこういうところにあるのじゃないだろうかというところで、今すぐこれをどうせよというところまで申し上げておられるのじゃないですか、このういうことはやはり法律改正のときにはきちつとなさつた方がいいのじゃないだろうか、こういう気持ちで申し上げておられるのですが、どうでしょう。

○國務大臣(土屋幸彦) お話しの点は、現在厚生年金保険法とか船員保険法等の社会保障関係の法制に用いられておることから、これに準じておるのでございまして、お話しの方は私もそのとおりだと思つております。だから、こういう単独立法を将来におきまして、国家公務員の災害補償等の改正におきまして、そういうことを担当者に申しまして、時代に合うようなわかりやすい法律にするということは全く同感でございますので、十分検討いたします。

○中野明君 それでは次の問題に入りたいと思つてますが、今回の自動スライド制の規定が導入をされたわけで、このことにつきましては、過去の議事録なんかも見せていただきましたが、附帯決議でも指摘されたことでありまして、今回法律に明記されたことは一歩前進だと理解をいたしておりますが、スライド規定と、こういうふうに言う限りでは、公務員の給与改定が行われた場合に、額面どおりの確に補償年金の額に反映されなければ意味がないと、こう私は思うわけでありまして、この点についてどうなんですか、今回スライド制が導入されたということで、現在はスライド制になつてないわけで、省令の規定に基づいて実質的なことになっているようですが、今回の規定とどこか違うところがございますか。

○政府委員(中島忠能君) 非常に技術的な話になりますので少し聞きづらいかと思つてますが、現在、平均給与額の改定というのをやっております。これは補償事由が生じたときに平均給与額を決めるわけでございますけれども、その後給与の

変動があつた場合に平均給与額を改定いたしました、そして個人々人についてこれは行います。したがって、現在のスライドといふものはそれはそれの個人々人ごとに、スライドするかどうか、いつからスライドするかということが変わつてくるわけでございます。

五十八年度の状況を見ましても、やはりスライドしてない方もおります。スライドしてない方もいるという状況でございますが、今度は公務員の平均給与水準のアップ率によつて一律にスライドしていかうということでございますので、個人ごとにスライドするかしんないか、あるいはスライドの率が異なるということはないか、なるわけでございます。

第二点は、当初は平均給与額を算定するときは、期末・勤勉手当を除くすべての給与というものが平均給与額算定の基礎になつておるわけでございますけれども、次に平均給与額を算定する場合には本俸と調整手当と扶養手当が基礎になるといふことでございますので、平均給与額を改定するときの状況というものが変わつております。ところが、今回は公務員の給与の改定率というものをいいますので、それぞれの該当者にはそれだけ有利になるという状況にならうというふうに思ひます。それが第二点でございます。

第三点は、在職者と離職者の間で現在扱いが異なつておりますけれども、それが一律に扱われることになるという点におきまして、今回の改正というのは、年金のスライドについては相当大きな改正だろうというふうに申し上げていいのじゃないかというふうに思ひます。

○中野明君 それでは、確かに規定されたことは評価しているわけなんです、今回のあれは横並びと思ひますが、六%と、こうなつていますね。ところが、今のベースアップを見ますと、人事院勧告を完全実施しないというふうな変態的な公務員のベースアップが何年も続いているわけなんです。こういうことになりまして、六%ということでは到底、どう言つたらいいのですか、給与水準とい

うものと年金とがすぐに連動しないといふことが、何年もおくれで改定されてくるということになりますと、遺族としては非常に不利益をこうむる、こういうことに私はなるのじゃないか、そういうふうに思ひます。

ですから、厚生年金なんかでも法律で、物価の上昇のときに公務員の給与を考慮して、別に特例の法律をつくらせて年金額の改定が的確に行われるようにやっていると云うようなことがあるわけなんです、こういう一つ一つ法律に明記されたから、もうそれで一歩前進ですよ、こうおっしゃつてしまえば、それで現実に十分機能を果たすのかといつたら、今のベースアップがこんな状態ですから、六%といふと何年も先でないと改定がされない、こういうことになつて、実際に公務で亡くなった遺族なんですから適切に補償してあげなければならぬのが、かえつておくれるというやうなことになるわけですから、今申し上げているように特例のスライドというやうなことも考慮して、少なくとも毎年の給与改定に見合つて、そういう補償の給付の基本額というものに反映できるようにしてあげないと何にもならぬじゃないか、こういうふうな気がするわけですが、その辺、時間もございませんで、部長として大臣にお聞きしたいのです。

結局公務員の災害の補償なんです、やはり現実にもらつてはいる給料に見合つたやうな補償がなされにやいかぬのですが、この決定が何年もずれ込む、そういうことになると遺族に不利益を与えるということになるわけですから、そこら辺をもつと弾力的にやるやうな考え方は持てないのかというところなんです。

○政府委員(中島忠能君) 御指摘の点は先ほども上野先生からお話ございました、御説明させていただきます。現在六%といふのもそれなりにいろいろな方からいろいろな御批判もいただいております。年を追つてこれを眺めてみますと、徐々に改善されてきているという跡があるやうかというふうに思ひま

す。そして、この六%というのは、先ほども御説明さしていただきましたけれども、現在の年金の等級間の格差というものの、一三%そのもののおおむね半分でとにかく自動スライドさせていたのだというところで私たちが御説明させていただいておるわけでございますけれども、先生、六%でなしにもう少しという話もございまして、また人事院勧告が完全実施されないという前提のお話もございましてけれども、そういう完全実施されないという異例の事態といえますか、あつてはならない事態というものを前提にして立論されますと、私たちも非常につらいわけでございましてけれども、自動スライドのやり方としては、先ほど御説明さしていただきました一つの考え方に基づく制度ではないかというふうに考えております。

ただ、この六%という数字につきましては、これもまた先生からおしかりを受けるかも知れませんけれども、他の災害補償制度との並びもございまして、そういう並びというものも考えながら、私たちの方ではこういう御提案をさせていただいたわけでございまして、それなりにひとつ御了解いただきたいというふうに思っています。

○国務大臣(古屋重忠) 六%未満の扱いでございしますが、自動スライドできなくて政策スライドとして別途の法律の措置を講ずるということはできるものでございまして、私どもは労災保険とか、あるいはまた国家公務員の場合との均衡と申しますか、その例を考えながらこういうようなことをしておるのでございまして、お話のように、私は、六十年度におきましては特例措置で、平均給与率の変動率が六%未満でありまして、初めの年でありまして年金額の改定を行うこととしております。将来の問題につきましては、そういうような他の災害補償との点も十分検討いたしまして慎重に考慮してまいります。

○神谷信之助君 時間がありませんから早速問題に入りますが、前回と言いましても五年前ですが、昭和五十五年の十一月二十七日の参議院の当委員会に取り上げました京都府職員の三木仁さん

の問題であります。

この方は、昭和四十四年の十一月に頸肩腕症候群という診断を受けて四十七年六月に基金支部に認定の請求をいたしました。私が質問をしたのは、認定請求をして八年目でありまして、五十五年十一月二十七日に質問したその一月月ぐらゐ後の十二月二十四日に、京都の基金支部が公務外という決定をいたしました。認定請求をして決定が出るまで八年六月月かかっております。それから五十六年の二月に支部審査会に審査請求をして、その請求が五十九年の十一月に棄却になりました。この間三年九月月たっております。そして、こ

とし一月の十四日、中央審査会に再審査の請求をなさっているのです。したがって、認定請求以来十三年もたっているわけですから、これは大臣、私は人権問題だというふうに思うんです。

前回、五年前に質問した際に、私は長野地裁の判例を引用して、基金側の理事長通達とかあるいは補償課長通達で示しております頸肩腕症候群の認定基準について、具体的にその問題点を指摘をいたしました改善方を要望したわけであります。比較の基準の矛盾とかあるいはそれぞれ人間の健康状況、体力が違いますから、個体に適正な事務量というもの、これをどう見るかという問題とか、いろいろな具体的な問題を指摘をして、その改善方を要望いたしました。当時の石破自治大臣は、この私の指摘に同意をされて、十分協議をして、相談をいたしまして、病氣の方がいわれなく嘆くというふうなことがないように善処いたします、こういう御答弁をなさったのでありますけれども、先ほど言いましたように、善処した結果、一カ月後には公務外という認定、八年余りも待たして、待たしてといいますが、やりながら、結局はだめだという、そういうことになってしまいました。

この一般事務職員の頸肩腕症候群の問題というのは、なかなか問題が、それぞれの人に個人個人の条件の差がありますから、非常に難しいわけですから、いずれにしても大臣、これは十三年もかかって、そしてまだ結論が出ない。御本人は

職場がかわつたらもとに戻っているわけですから、その仕事をやっていたためにそういう頸肩腕症候群の発症を見たというのは明らかだというように思うのですが、こういった問題について、まず大臣の見解を聞いておきたいと思ひます。

○国務大臣(古屋重忠) いやしくもこういうような問題につきましましては、それは確性を期するといふことももちろん必要でございしますが、同時に、こういう性格からいたしまして、早急に相手方の立場を十分考慮してやるべきだということも、今先生のおっしゃったのと私は全く同感でございします。したがって、今後、病氣をしてもできるだけ早急に時間を短くするように、いろいろの今までの経過を見ても、大部分は比較的早く処理されておりますけれども、そういうような難しい事案につきまして八年とか、そういうことは、性格からいたしまして、もっと早くやるべきだ、私はとにかく今後はできるだけ速やかにやるように一層努力をしてみたいと思ひます。

○神谷信之助君 この京都の三木さんの場合、支部の審査会では職業病には当たらない、一般疾病では業務との因果関係をはつきりさせる必要があると言っているんです。一日当たりの筆記文字は大したことはなかった、ガリ切りやカーボンの筆圧も大したものではない、作業環境も特に発病の要因となるほどのものではない、本人は元来多病性である、公務に起因するとなれば、公務を軽減すれば三カ月程度で治るはずだ、治療に長くかかり過ぎており、公務上とは認められないというところで却下になった。棄却されているわけですから、決、これ見ますと、その三十四ページでは、長期間かかる例が多いという指摘をしていますが、だから、三カ月ぐらゐで治るのが治らぬのだから、それは公務上に起因するところの疾病ではないという判断もおかしいというように思ひます。さらに神戸地裁の判例でいきますと、体質的な弱さの問題も指摘をしております。業務を離れた

生活において通常の労働者の一般的生活におけるよりも特に上肢その他身体に過度の負担のかかる生活を送っていたことを窺わせる資料はない。」「むしろ業務に従事しなければ発症しなかつた可能性の方が強く、」ほぼ五年間にわたる業務従業中に徐々に発症の基礎となるものが蓄積形成されていったもの、」そういう見方をとつていきます。この点はちょうど三木さんの例に合致するのではないかとしように思ふのでありますけれども、神戸地裁の新しいそういった判決から見ましても、一般事務職員の頸肩腕症候群の職業病の問題、公務に起因する疾病というこの問題については、ぼつぼつとこうやって判例が出だしてきています。

さらに私は、何かみんまでこの人の問題を考えようということで、京都府職労で筆圧を測定する器械を独自に開発してつくり上げて、これに本人が書いた文書をかければ上肢への負担の荷重の度合いも科学的に解明されるという、そういう器械をつくりだしたわけですが、結局審査会からは文書は出されないうままできています。これだけ長期になりますと、その当時の労働の状態や、それから比較すべき同僚の状態というのをも把握し切れなくなっているし、永久保存の文書もほとんどどう廃棄されております。だから、実際に科学的にそのことを追求することも困難だといふ状況になってきていると思ふのでありますけれども、基金の方では、大体こういう問題の審査を行う場合、この法律の趣旨、目的が労働者の保護と救済という点にあるとするならば、そのことをもつと考へて、そして有利な証拠といひますか、それはほとんどと使つて、不利な証拠についてはその立証を理事者側に求めるということをやらなくやならぬのじゃないかと思ふのだけれども、どうも何とかかんとか理屈をつけて、救済ができないうようにできないようにと、それで長期にかかるといふ状況になつていふように思ふのだけれども、この辺、基金の方から見解を聞いておきたいと思ふんです。

○参考人(胡子英幸君) 私どもといたしまして

も、できるだけ早く公正的確な公務災害補償がなされるように配慮いたしておるつもりでございます。ただ、公務災害と認定されずためには、公務と災害との間に相当因果関係が認められることが必要でございます。これは基金のみならず、労災、国公災を通ずる災害補償制度の基本的考え方でございます。こういった考え方に基きまして、具体的な事案の認定に当たりまして、私どもといたしましては、被災職員の立場に立つて有利な材料はできるだけ収集するという姿勢で、被災職員の職歴、勤務状況、業務量、作業の態様、既往歴、身体及び当該疾病の状況などを十分に調査いたしまして、また医学的な意見を求めまして、これらを総合して、業務と当該疾病との間の相当因果関係があるかどうかによって判断することといたしておるわけでございまして、立場としては先生御指摘のような立場で対処しておるつもりでございます。

○神谷信之助君 対処しておるつもりかどうか知りませんが、十三年までかかってやっと再審にこぎつけた、中央審査会に再審がやっと出せるという段階になったわけです。だから、そうなるという。有利な材料はできるだけ採用するようにとおっしゃっているのだけれども、例えば京都の審査会の支部の審査会で見ますと、超過勤務労働が少なく、手当を支給された書類から見ているだけでも、超過勤務労働をやった全部超過勤務手当が払われているという事実はないでしょう。予算の範囲の中でしか払われていないのだけれども、実際は超過勤務手当をはるかにオーバーした超過労働がなされているのが実態だけれども、そういうことはもう無視をしておりますね。私はそういう点を考えると、非常に問題がある。長野の判例でも言いましたし、今神戸地裁の判例も申し上げましたけれども、本場に労働者の救済をするという立場に立つて審査が行われているのかどうかというところに非常に問題を考えています。

つに、私は今の支部の体制の問題があるのじゃないかと思うんです。基金支部の職員が、各都道府県、指定都市とも大体ほとんど全部人事課があるいは職員課などの業務の職員をやっておりますね。ですから、習熟してもすぐまた人事異動でかわってしまふ。だから、これでは迅速公平に的確にやるわけにいかぬという問題が起つてきます。だから、この基金支部は知事部局、あるいは指定都市ですと市長部局から切り離して独立した事務局にして、そして専任の職員を配置すること、これが必要なのではないかというように思うのです。この点は基金の方ではどういうようにお考えですか。

それから、早くやれと言うたら、前回やりましたように一カ月後には公務外という認定をしてしまふという、八年も待たして。あのときにも言いましたけれども、八年も待たしておいて、そしてばいとはう捨てるというようなことは絶対に許さぬと言っておつたのですけれども、まさにそういうなされた方をされているという点についてこの際特に注意をしておきたいと思うんです。再審査の方もひとつ積極的にやつてもらつて、この制度自身の救済の実が上がるように、私は特に強く要望しておきたいというように思います。

それから次の問題は、先ほど同僚議員も言いましたけれども、夫の受給権の問題です。妻には年金の要件がなく、夫だけにあるのは一体なぜなのかという点について、先ほど同僚議員の質問に公務員部長が、当時のそういう状況なんだというようにおっしゃつたのだけれども、人事院はこの問題をどういうふうにお考えなんですか。

○神谷信之助君 遺族補償年金の性格を考えてみますと、遺族補償年金と申しますのは、職員が死亡した場合にその遺族が、扶養される利益と申しますか、被扶養利益、こういうものを失つたという点に對する補てんという面と、それから扶養に對する代替と申しますか、そういった社会保障的な制度面と申しますか、そういうものがあるということになるかと思ひます。

○神谷信之助君 私、そこををやつぱり考えてもらわにやいかぬと思ひます。実際、京都の状態を私知っています。八年も同じ人事課長がずっとおるわけはないんで、担当の事務職員もしょつちゅうかわるんです。だから認定が長引くし、先ほど言いましたように、八年からかかつている。八年十一月かかかつておるわけです。実際問題としてはそういう問題も現実に起つてくるのです。そのために、これは人権問題です。そういう事態を私は放置しておつてはやがて悪いと思うのですが、この辺自治省の方はどういう見解ですか。

○神谷信之助君 一般的には公務中にけがをする事件ですから大体はつきりしています。これは一般事務職員の労働とそれから頸肩腕症候群との関係ですから、これは今民間労働者の場合でもいろいろ問題がまだ確定をしていない部分がたくさんありますからそういう問題が起くるのだけれども、しかし民間の労働者の労災保険の制度と地方公務員の場合の制度と、詳しくはもう時間がありませんから言いませんけれども、地方公務員の場合の制度の方が複雑です。所属長の同意が要るとかいふような問題があります。したがって、そういう点は、僕はもうちょっと研究をして改善してもらふ必要があるというように思ふんです。

受給資格につきまして、職員の死亡時の遺族の稼働能力の有無というものが一つのポイントになるわけでございまして、これのある者については遺族補償年金について支給の対象としないという形になつておるわけでございまして。現在のところは五十五歳未満あるいは十八歳以上というの、一般的に申しまして稼働能力があるし、それから自活能力といふまじやうか、そういうものがある一般的なにみなされておまして、そういうふうなことから遺族補償年金の受給資格者とはしていないという実情にあるわけでございまして。そういうふうなことから、現在職員の配偶者

につきましては、その妻である場合は年齢の制限を設けてごさいませぬけれども、夫である場合には年齢制限を設けているということでございまして、これは我が国におきましては、一般的に申しまして妻の場合には就業の機会が難しいという面がある、そういう面とともに、それから就業しているといいたしましては給与が低いとか、そういった実態上の問題があるというようなことから、子供を扶養するというような面での生活の困難というようなものも考えられるというようなことから設けられている制度でございまして、いわば実質的な平等を図る制度というふうに理解しているところでございまして。

○神谷信之助君 今の考え方はどうですかね。憲法十四条の法のもとにおける平等という点でいうと、憲法十四条は性別も入っているでしよう、性別による不平等はいかぬ、差別したらいかぬという、それから考えてどうですか。男は稼働能力があるけれども妻は稼働能力がないというように人事院は判断しているわけですか。男性と女性、夫と妻ということでそういうように差別するわけですか。

○説明員(渡辺俊男君) 先ほども申しましたように、我が国の実情というものを踏まえているわけでごさいまして、一般的にそういうふうな考えられるというところでございまして、まあ申し上げますと、他の年金制度におきましては、妻の場合にはいろいろな面での優遇措置というのが設けられております。現在のところでは、いわばそういう措置を設けることによって実質的な平等が図られているというふうな考えられているところでございまして。

○神谷信之助君 一歩下がって、夫と妻とそれぞの稼働能力だけを言われるならば、夫の場合にも稼働能力のある人もあればない人もある、妻の場合でもある人もあればない人もある。稼働能力というものを基準にされるのだったら個別に見なすべきやらない。そうじゃなしに、そういうことを根拠にしながら夫は全部年金の受給権については

制限するよ、妻は全部しませんが。そうしたら、理由は稼働能力にされているけれども、稼働能力じゃないのだ。夫であるか妻であるかによって差別しているわけですか。稼働能力の問題じゃないのじゃないですか。稼働能力とおっしゃるなら、稼働能力があるかないかを調べて、そして一定の能力があれば受給権はおくらせる、なければ受給資格を与える、これで稼働能力というものを基準に物差しで分けましたというのならわかります。違うでしよう。夫か妻で分けているのでしう。まさに憲法十四条違反でしう、明確に。いかがですか。

○説明員(渡辺俊男君) 稼働能力云々ということでおっしゃられるわけでごさいますけれども……私がおっしゃっているのじゃない。

○説明員(渡辺俊男君) 現在、夫につきましても年齢の制限というのは確かにございましてけれども、仕事につけない障害の状態にあるというような方につきましては特に年齢の制限を設けていないという面もございまして、それから先ほど来申し上げておりますように、この遺族補償年金というもののにつきましても受給資格というもののについては稼働能力の有無というものを一般的なものとして、判断基準としているというところでございまして。

○神谷信之助君 これは私は、今度この国会に出されました女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約、これの第五条の(a)にもありますように、「両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること」ということもあります。家族給付についての差別も禁止していますね。というような問題もありませんが、いずれにしても今度の条約を批准するに当たって国内法の整備というものを政府内では検討されたのだけれども、この問題はこれは差別ではないという見解で国内法の整備は

やらないということになっているのですか。どちらがいいか知らぬが、人事院の方がいいか、自治省がいいか、ちよつと答弁どちらですか。

○説明員(渡辺俊男君) これは先ほど来も申し上げておりますように社会保障制度全般にわたる問題でございまして、妻に対する補償についての厚い保護というのは、今回のいわゆる条約の抵触関係と申しましようか、それには当たらないということでご処理されているというふうに理解しております。

○神谷信之助君 今のは答弁にならぬですね。三月でしたか、岩手銀行の、子供を夫の扶養家族にするか妻の扶養家族にするかという判決もありましたね。それもあるし、それから夫が公務員で妻が教員で、妻の給料の方が上だという例は前回取り上げたことがありますが、そういう実態というのは非常にたくさんあります。芸術家の卵が夫である場合もあるでしう。そういう人持をやっているという例はもう最近ずっとあてがっています。それだけじゃなしに、現実には婦人の就業が困難な状況を解決するために今雇用機会均等法もつくって出しているわけではしう。だから、社会的環境も変わってきているわけですか。その点については、これを人事院は五十五歳を六十歳に、悪い方に変えることばかり考えているのじゃないに、本当に男女の平等というものを憲法の角度から研究をしてみらうということが必要だというふうに思っています。

もう時間もありませんから、最後に大臣の見解をお聞きしておきたいのですけれども、男女差別をなくすという長い戦いからの運動の闘いの歴史の中で、「国連婦人の十年」のことしはもう最終年を迎えるわけですが、今大きく国際的にもそういう状態にきているときに日本で、しかも公務員の災害補償のこの法案の中にそういう夫と妻との差別というものが厳然として存在をする。理屈はいろいろありますけれども、それを基準にしているのじゃないんで、夫であるか妻であるか

によつて対応を変えているのですから、もう明らかに問題は問題があると思うので、ひとつ至急これを研究して、憲法十四条の平等の原則に基づく法改正というものを考えてもらいたいというように思うんですが、いかがですか。

○国務大臣(吉屋信子君) 男女平等という法案が今出ておりますし、あるいはまた国際会議が行われることになっております。これは当然一連の動向でございまして。

ちよつとよそ道になりますけれども、実はお巡りさんにはどうするかというようなことを私ども警察で大変研究しておりますのでありまして、自衛隊の医官には御婦人の方が今度採用された。私、非常に結構なことだと思つたんです。そういう意味におきまして、十分検討いたしまして、法の趣旨に合いますように私どもも努力してまいります。

○神谷信之助君 終わります。

○委員長(金丸三郎君) 胡子参考人に申し上げます。本日は、御多忙のところ、本委員会に御出席をいただきましてまことにありがとうございます。

○三治重信君 まず最初に、災害の資料をいただいているわけなんです、災害件数が万を数えるというのが非常に多いと思うのですが、この中で死亡災害というのはどれくらいあるのですか。

○政府委員(中島忠能君) 五十六年度、五十七年度、五十八年度というところで申し上げますと、公務災害と通勤災害に分けて御説明いたします。

まず、公務上死亡として認定された件数は、五十六年度で八十四件、五十七年度で九十五件、五十八年度で八十一件という数字でございまして、通勤災害についてでございますが、五十六年度で三十五件、五十七年度で三十八件、五十八年度で四十四件というところでございまして。

○三治重信君 死亡災害は割合に少ないわけなんです、そうすると、この災害の種類が多いのですか。災害の種類はやはり消防なんかが一番多いのだからう

と思うのだけれども、災害の種類全部じゃなくても、どういう災害が一番多いか、二、三多い順序で。

○政府委員(中島忠能君) 五十八年度の件数で申し上げます。

義務教育関係の職員では三千二百八十八件、義務教育以外の教育職員では五千六十二件、警察職員では、少し多くなりますけれども、六千八百四十四件、消防職員で二千四百六十四件、多いところを上から申し上げますとそういうところになるうかと思ひますが、それから清掃事業職員が六千三百六十九件ということが多くなっております。

合計で申し上げますと、三万五千五百七十件という数字でございます。

○三治重信君 やはり何というんですか、学校の先生の災害が多いんですな。これはやはり生徒の暴力関係が多いのか。教育関係の災害の中で死亡事故とか何とかというの相当あるのですか。

○政府委員(中島忠能君) 教育関係の件数が多いというのは今申し上げたとおりでございますけれども、最近、校内暴力ということもございまして、また野外授業というのですか、それが非常に多くなつておりました、それに関する災害というの非常に多くなつておる。多くなつておる原因というのを私たちがなりに分析いたしますと、その二つじゃないかというふうに思ひます。

死亡件数でございますけれども、義務教育関係では二十一件、義務教育以外の教育関係では十三件という数字でございます。

○三治重信君 絶対数では割合に少ないのですが、死亡すると、きょうの議論にあるように遺族補償とか、それから家庭も破壊されるし大変だし、一般の民間企業も災害防止というのは、死亡災害は必ず送検をするぐらいに非常に厳しい対策をとつてやつてゐるわけなんです、そういうふうな死亡災害の防止対策、それから重大災害、半身不随になるとか、ここでも年金なんかをもらうような人になるようなことをやらせないように、特にひとつ労働省の例を見習つてほしい。こ

れは民間企業ばかりでなくて、こういう公務員についている人でも結果は同じですからね。それに民間の方は専門の機関があるけれども、こちらの方はどつちかという災害防止の方には専門のものがなくて、公務員部なんかの一部でやつてみえるのだらうと思うのですが、労働省のやり方をよく見習つて、そういう災害防止のことをひとつ注意をしてやつてほしいと思ひます。

それから、最近非常に災害補償で労働省の労災補償なんかでも法定災害補償以外の補償というものがどんどん大きくなつて、災害補償の実態が法定から一つごとに重大災害になつてくると補償の争いが出てくるわけなんです、こういうふうなもので裁判なんかへ持ち込まれて、災害補償の裁判の件数というのがどういふふうになつていますか、裁判に持ち込まれた件数。

○政府委員(中島忠能君) 訴訟に持ち込まれております件数は、五十九年では九件、五十八年では五件、五十七年では十件、大体そういう件数でございます。

○三治重信君 割合に少ないですな。そうすると、法定外補償は、ここにある福祉施設の援護金や特別給付金で民間の法定外給付に相当するものがここで行われてゐる、こういうふうな理解していいわけですか。

○政府委員(中島忠能君) 先生の今お持ちの資料で申し上げますと、援護金とか支給金、給付金という三つの金銭給付がございますが、その金銭給付というものが民間の労働福祉事業に該当するものだとお考へいただいていいのじゃないかと思ひます。

○三治重信君 人事院にお尋ねしますが、改正の目的だと、人事院からの改正の要請に対して政府が災害補償の一部改正法案を出したと、こう書いてあるわけなんです、その改正の中で受給資格の年齢の引き上げというのは、これは公務員の年金なんかの受給資格の年齢の引き上げに右へ倣へしたのか。公務員の年金なんかの経過措置はもつと長いんじゃないかと思つてゐるのだが、これは

割合に短い期間で六十歳までにするようになってゐるが、そういうふうな年金なんかの給付の支給年齢の引き上げなんかとの統一上必要のためにこういうものを出された、こういうふうな理解していいわけですか。

○説明員(渡辺俊男君) 遺族補償年金の受給資格年齢の引き上げ、五歳引き上げになるわけでございますけれども、これの改正の理由といたしましては、他の公的年金制度におきまして、いわば遺族年金の支給開始年齢というのがほぼみんな六十歳になつてゐる。公務員の場合には共済年金が遺族年金になるわけでございますけれども、それに

つきまして五十四年の改正で経過的な措置は設けてございすけれども、既に六十歳への改定済みであるというふうなことで、それから、先ほどもちよつと申し上げましたけれども、この遺族補償年金と申しますのは、稼働能力との関係がございまして、いわば働ける年代というものはなくなつて、働けなくなるような年代について必要になつてくるというふうな趣旨から申しますと、民間におきまして六十歳定年制というものがかなり普及してきてゐるという実情にございすし、公務員につきましても本年から六十歳定年制が施行されたというふうなことがございまして、いわばそういうものと総合勘案いたしまして、六十歳とするのが適當であるという判断のもとに六十歳に引き上げたということでございます。

今ちよつとお話のございました経過的な措置のお話でございますが、一、六十歳に引き上げるわけでございますけれども、五十五歳から六十歳にいつとき引き上げることにつきましましては問題があるというございす。具体的にはどういふことかと申しますと、この改正によりまして、その改正前に受給資格を得たという人とならば改正直後に受給資格を得たという人とならば関係で申しますと、いわば若い年齢の人が年金を受けられて、年齢の高い者が年金を受けられないというふうなものが過渡的に生ずるというございす。そういうふうなことを

防止するために、円滑に六十歳への移行というところで、五年間で五十五歳から六十歳に引き上げるということを考へてゐるものでございす。

○三治重信君 福祉施設の規定の整備であるわけなんです、もう一つ福祉施設の中でやつてゐる子及び孫の遺族補償の関係を奨学の奨励期間というものは、遺族補償年金は十八歳未満ということになつてゐるのだけれども、福祉施設だから子や孫の奨学金なんかはもつとこれに左右されないうで支給する、殊にこういう遺族なんかだから大学とか何かまで奨学資金を出すというふうな弾力的なことは考へてないのですか。

○政府委員(中島忠能君) 遺族補償年金の受給権者につきましては、今先生がお話しになられました奨学奨励金というのを出すことになつております。その額は、現在小学生が四千五百円、大学生が一万五千円という額でございすけれども、中学生、高校生それぞれ額がございすけれども、そういうことで、それぞれの在学者につきましてその実態に応じて支給をするという制度になつております。

○三治重信君 いいです。

○委員長(金丸三郎君) 以上をもちまして本法律案に対する質疑は終局いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時一分散会

四月十二日本委員会に左の案件が付託された。

一、重度障害者が使用する電動車いすの速度制限緩和に関する請願(第三二二七号)

一、車いす重度身体障害者の地方行政改善に関する請願(第三二二八号)

一、車いす重度身体障害者の固定資産税非課税に関する請願(第三二二九号)

一、重度障害者が使用する電動車いすの速度制限緩和に関する請願(第三二四二五号)

一、車いす重度身体障害者の固定資産税非課税に関する請願(第三二四二六号)

一、重度障害者が使用する電動車いすの速度制限緩和に関する請願(第三四六六号) 一、車いす重度身体障害者の地方行政改善に関する請願(第三四六七号) 一、車いす重度身体障害者の固定資産税非課税に関する請願(第三四六八号) 一、重度障害者が使用する電動車いすの速度制限緩和に関する請願(第三五一五号) 一、車いす重度身体障害者の地方行政改善に関する請願(第三五一六号) 一、車いす重度身体障害者の固定資産税非課税に関する請願(第三五一七号)	第三四二五号 昭和六十年四月四日受理 重度障害者が使用する電動車いすの速度制限緩和に関する請願 請願者 山形県東根市長瀬一、一四九 浅野目正吾 紹介議員 糸久八重子君 この請願の趣旨は、第二五一八号と同じである。	この請願の趣旨は、第二五二〇号と同じである。 第三五一五号 昭和六十年四月四日受理 重度障害者が使用する電動車いすの速度制限緩和に関する請願 請願者 埼玉県熊谷市榎町二九三ノ三 仲田豊隆 紹介議員 土屋 義彦君 この請願の趣旨は、第二五一八号と同じである。	第三五一六号 昭和六十年四月四日受理 車いす重度身体障害者の地方行政改善に関する請願 請願者 埼玉県熊谷市榎町二九三ノ三 仲田豊隆 紹介議員 土屋 義彦君 この請願の趣旨は、第二五一九号と同じである。
第三二一七号 昭和六十年四月二日受理 重度障害者が使用する電動車いすの速度制限緩和に関する請願 請願者 群馬県前橋市南町三ノ三七ノ一三 全国脊髄損傷者連合会群馬県支部 内 関甲子郎 紹介議員 最上 進君 この請願の趣旨は、第二五一八号と同じである。	第三四六六号 昭和六十年四月四日受理 重度障害者が使用する電動車いすの速度制限緩和に関する請願 請願者 富山市布目一、一五九ノ九 松浦良男 紹介議員 和田 静夫君 この請願の趣旨は、第二五一八号と同じである。	第三五一七号 昭和六十年四月四日受理 車いす重度身体障害者の固定資産税非課税に関する請願 請願者 埼玉県熊谷市榎町二九三ノ三 仲田豊隆 紹介議員 土屋 義彦君 この請願の趣旨は、第二五二〇号と同じである。	第三二一八号 昭和六十年四月二日受理 車いす重度身体障害者の地方行政改善に関する請願 請願者 群馬県前橋市南町三ノ三七ノ一三 全国脊髄損傷者連合会群馬県支部 内 関甲子郎 紹介議員 最上 進君 この請願の趣旨は、第二五一九号と同じである。
第三二一九号 昭和六十年四月二日受理 車いす重度身体障害者の固定資産税非課税に関する請願 請願者 群馬県前橋市南町三ノ三七ノ一三 全国脊髄損傷者連合会群馬県支部 内 関甲子郎 紹介議員 最上 進君 この請願の趣旨は、第二五一〇号と同じである。	第三四六八号 昭和六十年四月四日受理 車いす重度身体障害者の固定資産税非課税に関する請願 請願者 富山市布目一、一五九ノ九 松浦良男 紹介議員 和田 静夫君 この請願の趣旨は、第二五一九号と同じである。	第三二二〇号 昭和六十年四月二日受理 車いす重度身体障害者の地方行政改善に関する請願 請願者 群馬県前橋市南町三ノ三七ノ一三 全国脊髄損傷者連合会群馬県支部 内 関甲子郎 紹介議員 最上 進君 この請願の趣旨は、第二五一〇号と同じである。	第三二二〇号 昭和六十年四月二日受理 車いす重度身体障害者の地方行政改善に関する請願 請願者 群馬県前橋市南町三ノ三七ノ一三 全国脊髄損傷者連合会群馬県支部 内 関甲子郎 紹介議員 最上 進君 この請願の趣旨は、第二五一〇号と同じである。

昭和六十年四月二十七日印刷

昭和六十年四月三十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局